

社会福祉法人

海外事業の解釈を整理

厚労省「技能実習」の支出可

る事業とし、例として送出国の送出機関と連携し、研修委託や講師派遣などを通じて介護の技能実習生候補者の送り出し支援を行うことや、送出国の日本語学校などと連携し、介護福祉士を目指す留学生候補者の受け入れ支援を行うことなどを挙げた。また日本の公的機関（国際協力機構など）の助成を受けて行

できることは国内の福祉の向上に直接関連す

研修は行えるとした。公益事業として実施

施設で勤務してもらう介護職員の採用活動や

ることから、厚労省は通知で現行の法制度における解釈を整理した。海外事業に関する通知は初めて。技能実習は昨年9月に一度通知を出している。

海外事業を行う社会福祉法人は定款に国と具体的な事業内容を明記し、所轄庁の承認を得る必要がある。監査で改善命令を受けるなど経営に問題がある法人は認められない。事業規模は原則として前会計年度の法人全体の次期繰越活動増減差額の50%以内とした。

海外での事業内容については、社会福祉事業の一環として国内の

う国際貢献事業も含まれるとした。収益事業は国内で実施できる事業と同様とし、海外の介護事業者のための研修や介護人材養成学校の運営などを例示した。

一方、技能実習の通知では前回あいまいだった点を明確にした。

社会福祉法人が監理団体の許可を得るために法人を設立する場合

合、初度経費（登記などの手続きに要する実費のみ）について監理団体の会員となる社会福祉法人が一時的に貸し付けできる。

監理団体を運営する法人に介護の技能実習生を受け入れる前提として支払う必要がある支出（年会費など）は認められる。

監理団体が中小企業等協同組合法の事業協

同組合の形態で運営される場合で、社会福祉法人が介護の技能実習生を受け入れる前提として組合員になるための出資は例外的に認め

られる。また、監理団体の許可を得る目的のために新規に事業協同組合を設立する場合も、同様の出資は認められる。（榎戸新）

厚生労働省は2日、社会福祉法人が行う海外事業と介護の外国人技能実習生受け入れに関する課長通知を出した。海外事業については社会福祉法に禁止規定はないが、法人の設立目的からすると一定の制約の下で行うべきとした。社会福祉事業、公益事業、収益事業ごとに実際に行える事業内容も例示した。

昨年9月に介護の在留資格が創設され、同年11月には技能実習に介護が追加されたことなどにより、社会福祉法人が海外の機関などと連携して事業を行うケースが生じてきてい

る。海外での事業内容については、社会福祉事業の一環として国内の